

4 本県における地域医療構想区域

地域医療構想における構想区域とは、地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として定める区域です(医療法第30条の4第2項第7号)。

構想区域の設定については、現行の二次保健医療圏を原則として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとされています(医療法施行規則第30の28の2)。

地域特性を踏まえバランスの取れた医療提供体制を構築するためには、医療のみならず地域包括ケア体制の構築等も同時に進める必要があり、高齢者福祉圏域、医療介護総合確保区域等と整合性を図る必要があることから、本県における地域医療構想区域(以下「区域」)といいます。)は、二次医療圏(保健医療圏)と同じ区域とします。

【地域医療構想区域名と構成市町】

地域医療構想区域名	構成市町
県北地域医療構想区域	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県西地域医療構想区域	鹿沼市、日光市
宇都宮地域医療構想区域	宇都宮市
県東地域医療構想区域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南地域医療構想区域	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
両毛地域医療構想区域	足利市、佐野市

【地図：栃木県の地域医療構想区域】

